阿南市訪問型生活応援サービス・阿南市はつらつデイサービス従事者に係る研修の実施要領

令和６年１月１５日

阿南市　介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業の阿南市訪問型生活応援サービス及び阿南市はつらつデイサービスにおいて、サービス業務に有資格者以外を従事させる場合、阿南市が当該従事者に対して実施する研修については下記のとおり取り扱う。

１　研修内容

【阿南市訪問型生活応援サービスに従事する者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修形態 | 研修内容 | 研修時間 |
| 講義 | 介護職員初任者研修のカリキュラムに沿った内容（市が作成するテキストによる研修） | ６時間 |
| 実地研修 | 同行訪問研修既に指定を受けている訪問介護事業所（介護予防訪問介護事業所）の訪問介護員等に同行し、スキルを身に付ける | ２時間以上 |

【阿南市はつらつデイサービスに従事する者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修形態 | 研修内容 | 研修時間 |
| 講義 | 介護職員初任者研修のカリキュラムに沿った内容（市が作成するテキストによる研修） | ６時間 |
| 実地研修 | 通所介護実地研修既に指定を受けている通所介護事業所（介護予防通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所）のサービス提供に携わり、スキルを身に付ける | ２時間以上 |

　※講義の具体的研修カリキュラムは、別に定める。

２　研修の実施主体

　　講義については、市が研修を実施する。

　実地研修については、各事業所で行うものとする。

　　（実地研修を修了した場合、様式３を市に提出）

　ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の理由により、市が必要と認めたときは、市に代わり各事業者が、講義の研修を行うことができることとする。

この場合の実施要領は市が別に定める。

３　研修の受講対象者

事業所に勤務している（予定者含む）者で事業所が推薦する者。

ただし、別添１に掲げる資格を有する者は除く。

４　研修受講手続き

　研修の申し込みは、様式１と様式２をあわせて市に提出する。

５　研修受講料

　　研修の受講料は無料とする。

６　研修修了証の交付

　　研修を修了した者に対し、市が修了証を発行する。

　　研修修了証を破損又は紛失した場合には、速やかに様式４を市に提出し、市は研修修了証を再交付する。

　　再交付した研修修了証には、再交付と記載する。

７　その他

　　実施報告書等関係書類は、報告書の提出日から５年間保存する。

　　研修受講修了者に関する個人情報の取り扱いについては十分に注意し、管理すること。

　　研修を修了した従事者が事故等を起こしても市が賠償責任を負うものではない。

研修修了証（見本）

研修修了証

氏　　名　○○　○○

生年月日　○○年〇○月○○日

　上記の者は、下記の阿南市介護予防・日常生活支援総合事業従事者研修を修了したことを証明します。

　・阿南市訪問型生活応援サービス

・阿南市はつらつデイサービス

　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　阿南市長　　印

別添１

１　阿南市訪問型生活応援サービス

　ア　介護福祉士

　イ　介護職員初任者研修修了者

　ウ　社会福祉法及び介護福祉法に基づく実務者研修修了者

　エ　訪問介護員養成研修課程修了者（１級、２級）

　オ　介護職員基礎研修課程修了者

　カ　ホームヘルパー養成研修修了者（１級、２級）

　キ　看護師

　ク　准看護師

　ケ　保健師

　コ　居宅介護職員初任者研修修了者

　サ　居宅介護従事者養成研修修了者（１級、２級）

２　阿南市はつらつデイサービス

　ア　社会福祉主事任用資格を有する者

　イ　介護支援専門員

　ウ　介護福祉士

　エ　社会福祉事業に２年以上従事した者

　オ　看護師

　カ　准看護師

　キ　理学療法士

　ク　作業療法士

　ケ　言語聴覚士

　コ　柔道整復師

　サ　あん摩マッサージ指圧師

　シ　介護職員初任者研修修了者

　ス　社会福祉法及び介護福祉法に基づく実務者研修修了者

　セ　訪問介護員養成研修課程修了者（１級、２級）

　ソ　介護職員基礎研修課程修了者

　タ　ホームヘルパー養成研修修了者（１級、２級）